

掛川市選挙管理委員会告示第20号

掛川市選挙管理委員会規程（平成17年掛川市選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月2日

掛川市選挙管理委員会  
委員長 大場 浩

第16条第7号中「検察審査員候補者」を「裁判員及び検察審査員候補者」に改め、同条中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 国民投票に関すること。

(13) 住民投票に関すること。

第19条第2号中「、主査」及び「、主事」を削り、「、事務員」を「及び事務員」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。